

J R 東海 労申第 1 3 号
2 0 2 4 年 5 月 1 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 丹羽 俊介 殿

J R 東海 労働組合
中央執行委員長 淵上 利和

「新幹線乗務員の休日勤務指定」に関する申し入れ

4 月 1 7 日、会社は本部・本社間での「令和 6 年度要員計画」の業務委員会において、「新幹線乗務員の休日勤務指定」が発生する旨の説明が無かった。

それにも関わらず会社は、地方において、新幹線乗務員の休日勤務指定を令和 6 年度は一人 1 泊～2 泊程度発生すると通告してきた。

令和 6 年度の要員計画の業務委員会なのだから、本部・本社間でも新幹線乗務員の休日勤務指定発生を明らかにすべきである。労働組合としては断じて認める事はできない。よって、下記の通り申し入れをするので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 休日勤務指定する場合は本人の承諾を得ること。また、本人の承諾なしに、一方的に休日勤務指定をする理由を明らかにすること。
2. 今回の休日勤務指定は、「旅客需要が予想を上回る臨時列車の増発及び男性社員の育児休暇取得者数増大」を理由としているが、当初の計画と変更した計画の臨時列車の本数及び男性社員の育児休暇取得者数を明らかにすること。
3. 今年度の旅客需要の予想数とこれまでの実績を明らかにすること。
4. 会社は、本部・本社間での要員計画の回答の場で、「新幹線乗務員の休日勤務指定」について説明をしなかった。その理由を明らかにすること。
5. 休日勤務指定が発生するほど乗務員が不足しているにもかかわらず、乗務員から駅に転勤させたり、出向させた理由を明らかにすること。また、希望者を乗務員に戻すこと。
6. 今まで専任社員は対象外としてきたが、今回の休日勤務指定についても、対象外とするのか明らかにすること。

7. 在来線において今年度、休日出勤が発生するのか明らかにすること。

以 上